

所得税制史におけるナチス期ドイツ所得税法

高橋 典子

はじめに

ナチスは政権掌握後、ドイツ民族による「民族共同体」(Volksgemeinschaft) を実現するために、東ヨーロッパを照準としたドイツ人のための「生存圏」構想を打ち立てた。それはソ連を目標に据えた東方支配を行おうとするものであった。そしてその根拠としてナチスは人種主義を掲げ、アーリア系・ゲルマン系・北方人種であるドイツ民族を、「支配人種」として最高のところに位置づけ、ドイツ民族による他人種・他民族の征服と支配は、権利であり義務であると訴えた。こうしてナチスはドイツ民族による「民族共同体」の実現を構想し、東方支配を視野に入れた大ゲルマン主義を模索するのである。このナチスの「民族共同体」は、ドイツ民族以外のもの、つまりユダヤ人やスラヴ人、またドイツ民族であっても、「ドイツ民族を害する分子」「非国民、反社会分子」に対しては、徹底的に差別・排除を行う一方で、ドイツ国民に対しては、職員¹層と労働者層との間にあった階級間格差を除去し、「民族共同体」内部における平準化を試みるというものであった。

このようなドイツ国民内部における平準化を法制面であらわしたものの一つであると考えられるのが、ナチス期ドイツにおいて制定された所得税法である。ナチスの所得税政策では、人種主義による人口・家族政策や、失業対策としての財政政策、ドイツ経済が反映されていたのは勿論のこと、「民族共同体」の実現のために、職員と労働者との間にある階級間格差をなくすという平準化政策的要素をも含んだものとなっていた。これまでナチス期の税制に関する研究においては、所得税法は「民族共同体」を実現するための権力政治の手段であり、ナチスの宣伝や経済・財政政策、人口政策のあらわれであると論じられるものが多かった。²しかしながらそれらはナチス期以前からの所得税制史という視点を欠いたものとなっていた。

本稿においては、ナチスにおける「民族共同体」の実現のために、ドイツ国

民内部における租税負担の「公平」という平準化政策的な租税政策が所得税政策においていかにあらわれているか、またそれがナチス期以前からの所得税制史においていかに位置づけられるかを明らかにする。

1. 租税負担における「社会的公平」

19世紀末のドイツ財政学者として代表的な人物に、アドルフ・ヴァグナーが挙げられる。19世紀後半から20世紀前半における財政学の主流は、このヴァグナーを中心とするドイツ系財政学であった。ヴァグナーは、「社会的財政・租税政策」³を提唱し、当時の資本家と労働者、ユンカーという階級対立の状況の中で、それまでの自由主義経済政策に対して、国家の経済に対する積極的な介入を認め、また租税政策においては所得分配の不公平を是正するという、国家による社会政策（所得再分配）を主張した。これは即ち、階級間格差をなくすという平準化政策を意味した。

ところでヴァグナーは、社会政策を以下のように定義している。「社会政策とは一般に、分配課程の領域における弊害を、立法および行政の諸手段をもって克服しようとする国家の政策である。」⁴ヴァグナーは、自由な経済的發展によってもたらされた諸対立のある程度の調整を行うこと、即ち国家による介入という社会政策の必要性を訴えている。租税政策においても、税制改革によってさまざまな国民グループ、階級、個人、資産種類、所得種類等の負担の不平等が除去される、或いは調整されるような試みが必要であることが必要であると述べている。ところでヴァグナーの租税原則のうち、租税の社会政策的目的を示した原則として、公正な租税分配の原則というものがある。ヴァグナーによれば、課税の「『公正』(Gerechtigkeit)とは、絶対的なものではなく、与えられた国民文化によって時間的(歴史的)・場所的に相対的なものである」⁵という。つまりヴァグナーは「公正」の概念は時代や場所と共に変化するものであると述べているのである。ヴァグナーの時代においては、資本家と労働者、ユンカーという階級対立の状況にあり、所得分配の不公平を是正するということ、即ち租税負担能力に応じた累進課税を行うことが「課税の公正」であると捉えられた。従って本稿においても「社会的公平」とはその時代的背景から、応能的公平、つまりその租税負担能力に応じた課税という意味において捉えるものとする。

2. ミケルの税制改革

1871年ドイツ帝国成立後ドイツの税制は、間接税は帝国に、直接税は各邦に委ねられるという方針がとられた。このため各邦に所得税が採用されていた。ところで当時のドイツにおいては、地主、資本家、労働者という3つの階級が存在し、その利害は対立していたという。⁶1879年にはビスマルクのもとにおいて地主(特に大土地所有者)と資本家(特に大鉄鋼業者)との連合により「穀物と鉄」とのための保護関税が設定された。しかし1880年代になると両者の利害は対立するようになる。1880年代に入り農業恐慌が深刻化して、地主は保護の一層の強化を望んだ。これに対し資本家の側、つまり恐慌を脱出した大鉄鋼業や1880年代以降に急速に発展する電機工業、化学工業は、その輸出先諸国の報復的関税引き上げによって輸出市場を失うことや、また穀物をはじめとする食糧品の高騰に伴う労賃の高騰によってその国際的競争力が弱化するをおそれ、保護の強化に反対した。この両者に対して労働者階級は、食糧価格を引き上げる者に反対するという点では地主と対立したが、同時にまた賃金引き上げと労働時間短縮を要求するという点においては、この二つを武器に国際市場に進出しようとしていた大資本家や大製造業者と対立した。

当時のドイツにおける直接税の負担は邦の間で不均衡であっただけでなく、同じ邦の内部における諸種の税源、即ち土地所有、営業、資本、労働等の間においても不均衡であった。⁷例えば1880年代におけるプロイセン直接税制度は収益税(地租、家屋税、営業税、鉱山税、鉄道税)と対人税との混合税制であり、これらの税は財政需要総額における租税収入の大半を占めていた。所得の源泉を、資本と労働と土地所有とに分けて考えると、まず資本利得に関するものとしては所得税と営業税があり、勤労所得については、階級税と階層別所得税、土地収益については地租と家屋税とが存在していた。階級税及び階層別所得税は、法人を課税対象に含まず、自然人のみを課税するものであったため、1870年代以来の株式会社制度の普及に伴う変化に対応できなくなりつつあった。また税率においては、低所得層では累進的に課税されるが、一定額以上の高所得層では比例的に課税がなされていたため、貧富の所得格差が拡大しつつあるこの時期には、中所得以下が比較的重課されていた。更に申告の義務が欠けていたために、脱税が可能であり、それにより所得税負担の不均衡を一層激しくしていた。また営業税においても大企業と小企業との間の負担の不均衡は、それが比例税であるために所得税と同様であった。更に営業税が年々の収益を

査定して課される定率税であったのに対し、地租は長期間にわたる平均収益を基礎にして課される定額税であったため、その負担はかなり不均衡なものとなっていた。こうした不均衡は、それぞれの税源に関係を持つ地主、資本家及び労働者の側から問題視され、負担能力に応じた課税、即ち「応能的公平」という要求がなされるようになるのである。

こうして1890年6月にミケルが大蔵大臣に就任すると、税制改革が行われ、1891年6月24日には「プロイセン所得税法」⁸が制定された。この税制施行は、前述の時代的背景により、財政的動機よりも、むしろ公正な租税配分を動機とするものであった。⁹そしてミケルの税制改革に影響を及ぼしたのがアドルフ・ヴァグナーであると言われている。このミケルの制定した所得税法に関して大島(1959)は、ミケルの税制改革によって成立した新所得税は、ヴァグナーのいう「社会的租税政策」にふさわしいものであったとは言い難いとしている。¹⁰大島によると、新所得税は、資本や財産による所得に比べて勤労所得、即ち中所得層以下を重課するものであったという。これは、資本利得や土地収益等が評価の際に正確に査定されることが難しく、またこれらの所得が比較的軽課されたこと等によるという。また諸階級の交渉の場であったプロイセン邦議会においては、累進的所得税と財産税を要求していた社会民主党は議席を持たず、地主と資本家の独占的権力機関という中において新所得税法が生み出されており、こうした中で制定された新所得税法は、ヴァグナーの提唱した「社会的租税政策」であったとは言い難いと述べている。更にまた佐藤(1965)によると、新所得税法において、900RMという免税点は社会政策的(所得再分配的)観点からすれば十分であるとはいえず、更に当時のドイツの所得階級から考えて、これが下層階級のかなりの部分を包括する大衆課税であったということ、また税率についても累進の効果が果たされていないと述べ、社会政策的(所得再分配的)効果という意味では実効性に乏しかったということを描いている。¹¹しかしながら藤本(1984)においては、ミケルの租税改革はプロイセンの体制の維持・安定化への社会的要請から説明がなされるとしている。当時没落しつつあった地主は、プロイセンの政治・社会領域においても支配的地位を占めており、彼らの没落は現存の体制、政治・社会秩序そのものを不安定にさせることにもなりかねなかった。同時にまた反体制政党である社会民主党は、プロイセン邦議会に議席を有していなかったが、労働者大衆の支持を吸収したこともあり、その勢力を増大しつつあり、同党の存在自体が現存体制を脅かす

ものと考えられた。こうしてミケルの租税改革は、全体としては大土地所有者の利害に規定されてはいたが、資本家及び労働者における利害も、現存体制の維持のために、考慮に入れられたと考えられ、体制への統合を目的とした社会政策的（所得再分配的）配慮がなされたと述べている。¹²

3. エルツベルガーの税制改革

1918年11月、ドイツ第二帝政は第一次世界大戦におけるドイツの敗北により崩壊した。この結果、ヴァイマル共和国が成立した。ヴァイマル共和国は多くの議会民主主義的、社会政策的措置をとることを試みた。しかし第一次世界大戦敗戦の結果、戦時公債の累積に基づく公債費とインフレ、また1919年6月のヴェルサイユ講和条約による多額の賠償金等から、ドイツ財政は巨額の赤字に苦しむという危機に陥っていた。こうした財政危機の中で、エルツベルガーが1919年6月に大蔵大臣に就任した。

1919年冬におけるエルツベルガーの税制改革の結果、所得税は各邦から委譲されて帝国税として成立した。この結果、従来各邦及び市町村の主要財源だった所得税、法人税等の直接税は国税とされ、各邦市町村に対してはここから分与金が交付されることに改められた。こうしてライヒ所得税法¹³は1920年3月29日に成立した。¹⁴その後1921年から1923年にかけて所得税法の改正は数十回に及んだ。これらにおいて税率の改正や課税最低限の廃止、源泉徴収の強化等、税収を増加させる措置がとられた。こうしてエルツベルガーの増税政策によってライヒの税収は著しく増加した。このように新所得税法は、応能原則に基づく租税負担の公平という、平準化政策的税制改正に加え、インフレによるドイツ財政危機における財政収入の増加という目的も兼ね備えたものだった。この結果、所得税の大衆課税が実現された。

エルツベルガーの所得税制においては、家族事情や子女の数に応じた免税額の等級づけと世帯合算課税が採用された。こうした個人的事情の考慮は、超過累進税率と共に租税負担能力に応じた公正な課税を志向するものであった。エルツベルガーは、「全租税制度のなかに公正(Gerechtigkeit)をつくりだすこと、これが私の最高の目標である、公正な租税は、急速に作用を及ぼす卓抜な社会化を意味している。それは、すべての人に課せられ、家族状態についての十分な配慮のもとで、各人をその租税負担能力に応じて捉える。」¹⁵と述べている。つまり、エルツベルガーの改革の根底に流れるものは平準化政策的観点であっ

たということがいえる。この要因の一つとして、社会主義及びキリスト教派の工業労働者の大衆は、有権者大衆として社会民主党や中央党を支持しており、彼らが急進化するのを防ぐ必要があったからであると考えられる。しかしながらヴァイマル期における所得税政策では、課税の大衆化に向かう一方で、平準化政策的配慮を行ったエルツベルガーの予測に反して、租税負担の応能的公平の実現には至らなかった。

4. ナチス所得税法

1934年10月16日の「ライヒ所得税法」¹⁶は、1925年のライヒ所得税法を範として大蔵次官フリッツ・ラインハルト等により制定された。1934年所得税法改正では、「租税法の簡易化」や「社会政策及び経済政策の考慮」、「人口政策の強調」、「国民全体の租税負担の軽減」¹⁷等が指針として示された。従来の所得課税においては本税の他に「8,000RM以上の所得者に対する所得税付加税」「監査役付加税」「危機税」「失業救済課金」「婚姻奨励課金」があり複雑化していたが、1934年の新所得税法により廃止され、これらが総て一つの新しい所得税にまとめられた。また新所得税法では、最低所得グループの租税負担軽減がなされた。更に人口政策的観点により既婚者や子女を有する納税義務者が優遇される一方で、独身者や子女を有さない既婚者、一定所得以上の1~2人の子女を有する既婚者の所得税負担は増加した。そして新所得税法では、一般所得税納税義務者と勤労所得税納税義務者の課税における従来の不均衡が取り除かれた。即ち従来の子女控除における勤労所得税納税義務者への優遇が廃止される一方で、一般所得税納税義務者においては失業救済課金が課されることによって、両者の間における租税負担の均衡化が目指された。

ライヒ大蔵大臣シュヴェリーン=フォン=クロージクは、ナチスの租税政策の指導原理として次の4つを挙げている。それは「税の社会的公平」、「税による人口政策の保護」、「租税立法の範囲内における人格の価値」、更に「経済的・社会的関係の考慮」である。シュヴェリーン=フォン=クロージクによると、「1934年所得税法に至るまでのナチスの一連の税法は、第一に経済政策的目的を果たし、更に社会政策的要求の実現を果たした。とりわけ1934年の税制改革はその社会政策的見解によって特徴づけられ、その税制改革の中心は、税率の改訂等にみられる所得税法の改正である。確かに所得税率の改訂は、子女の多い国民にできるだけ租税軽減を行い、そこで生じた欠損を他の国民への割

り振りによって均衡させるという人口政策的原則によって改訂されたといえるが、しかしそれは社会政策的観点のもとで成し遂げられたのである」と述べている。¹⁸このように 1934 年所得税法改正は、財政政策のみならず、税の「社会的公平」、即ち平準化政策的考慮ということが念頭に入れられたものであることがわかる。

ところで 1934 年度末までに行われた失業対策が功を奏したか否かは別にして、結果的には失業者は減少し、完全雇用がほぼ達成されるに至った。1934 年所得税法改正で示された指針を更なる実現へと向けるために、1938 年 2 月 1 日には所得税法改正¹⁹が行われた。この 1938 年所得税法改正における人口政策的・平準化政策的改善として、独身者及び考慮し得る子女の定義の改訂が行われた。また所得が 100,500RM から 135,500RM である既婚者の所得税の緩和や、特別支出としての教会税の控除制限、更にユダヤ人である子女に対する子女控除の除外等が行われた。

こうして 1938 年の改正を経て、1939 年 2 月 27 日には更なる所得税法改正²⁰が行われた。1939 年所得税法では、配偶者の有無や子女の数により、第一種から四種にわたる租税階級が導入された。第一種納税義務者は独身者及び特定の年齢に達して第二種納税義務者と規定されない者、或いは特別な理由により第三種・第四種納税義務者と規定されない者、第二種納税義務者は婚姻後満 5 年を経ても子女のない者、50 歳以上の独身女性、第三種納税義務者は第一種、第二種或いは第四種に該当しない者、第四種納税義務者は子女控除の認められる者と規定された。第三種納税義務者における税率は 1934 年所得税法における子女を有さない既婚者の税率に一致した。そして第一種に最も重く第二種、第三種これに次いで第四種に最も軽く差別的課税が行われ、税率表にて定められた。更に同一種類の納税者中においては、所得額が増加する毎に税率が増加された。1939 年所得税法改正における家政婦雇用に対する控除の廃止は、家政婦を雇うことのできない夫婦や家庭との税法上の統一を行うことを意味した。また独身者と婚姻後満 5 年を経ても子女を有さない既婚者の差別化により税負担上の相違が解消された。これは子女のための生活・養育費は子女控除では満たされないため、こうした子女を有する者とそうでない者との不均衡を独身者と婚姻後満 5 年を経ても子女を有さない既婚者に対して所得税を課すことにより均衡化するものであった。

ところでラインハルトは 1935 年 5 月 6 日にアイゼナハで行われた講演²¹にお

いて、税の「社会的公平」について、「家族事情の同質性」(Gleichartigkeit der Verhältnisse)と「同程度の負担」という概念が考慮されなければならないと述べている。そしてそうした概念をあらわすものとして第一に、「納税義務者の配偶関係」を、第二に、「納税義務者の租税負担能力」を挙げている。更に「国民に対する公的負担の分配における社会的公平は、「民族共同体」や国家社会主義の考えに基づいた最も基本的な前提である」と述べている。ラインハルトはこうした中で子女控除の例を挙げている。成年に達した子女には、子女控除は一般には認められていない。しかしながら納税義務者に、両親から生活費や生活補助を受けている子女がいる場合には「家族事情の同質性」は損なわれるとしている。というのは一般的には成年に達した子女は生活費や生活補助を両親から受けないからである。こうした場合には、その納税義務者が、両親による生活費を必要としない成年に達した子女を有する納税義務者と比べて、その納税能力が損なわれていると考えられ、納税義務者には特別課税が考慮されるとしている。²²1938年及び1939年所得税法改正においては、こうした「家族事情の同質性」という面が更に強調され、子女控除の認められる子女の範囲の拡張が行われた。このように所得税法改正は、社会全般の不公平の更なる均衡化が目的とされていたといえる。

5. 所得税制史におけるナチス所得税法

ナチスは政権掌握後、ナチスの「民族共同体」を実現するために、東ヨーロッパを照準としたドイツ民族のための「生存圏」構想を打ち立て、ソ連を目標に据えた東方支配を行おうとした。そしてナチスは、ゲルマン系・アーリア系・北方人種であるドイツ民族による他人種・多民族の征服と支配を訴え、その「民族共同体」の実現を構想した。この「民族共同体」は、ドイツ民族以外のユダヤ人やスラヴ人、またドイツ民族であっても、「ドイツ民族を害する分子」「非国民、反社会分子」に対しては、徹底的に差別・排除を行うものであった。実際に、ナチスの体制に反する者に対しては、日常的に残虐で抑圧的な方法によりその排除が行われていた。しかしながらその一方で「民族共同体」内部においては、ドイツ国民の平準化が志向され、階級間格差の除去などの政策が試みられた。ヴァグナーは、「公正」の概念は時代や場所と共に変化するものであると述べている。ヴァグナーの時代においては、資本家と労働者、ユンカーという階級対立の状況にあり、所得分配の不公平を是正するということが、即ち租

税負担能力に応じた累進課税を行うことが「課税の公正」であると捉えられた。ヴァグナーの影響を受けたミケルや、ヴァイマル期に税制改革を行ったエルツベルガーにおいては、社会改良の実施と共に急進的労働運動の弾圧という目的において、所得分配の公平をうたった所得税法を制定した。ナチス期においても同様に、階級間格差の除去を行い、ドイツ国民を「民族共同体」に統合する必要があり、ドイツ国民内部における公平化、即ち平準化政策的配慮がなされた。そしてこうした平準化政策の一つとして制定されたナチス所得税法においては、その課税原理上、ヴァグナー以来、第二帝政期、ヴァイマル期を通して通底していた平準化政策的所得税法の流れを継承している面が見て取れるのである。

注

- 1 本稿における職員 (Angestellte) とは、上級の管理職員、技師、下級の店員、事務員、セールスマンを指す。
- 2 ナチス期の税制についての研究では、Schauer, Die Steuergesetzgebung des Nationalsozialismus als Mittel der Machtpolitik; Voß, Steuern im Dritten Reich; 大島通義『総力戦時代のドイツ再軍備』がある。
- 3 Wagner, Über soziale Finanz- und Steuerpolitik, S.1-81.
- 4 Ebenda, S.4-5.
- 5 Wagner, Finanzwissenschaft, S.379-380.
- 6 以下では武田隆夫「所得税についての一覚書」p.86-90を参照した。
- 7 以下では、大島通義「1891 - 3年のプロイセン税制改革」p.37-38を参照した。
- 8 Preussisches Einkommensteuergesetz vom 24. Juni 1891, in: Finanzarchiv Jg.8 Bd.2. 1891, S.331. ミケルの税制改革の対象となったものは、階級税及び階層別所得税であった。新所得税法において、年間所得 900RM 以下は免税とされ、所得階層は約 80 等級に分けられた。税率は 900 ~ 1,050RM の所得に対して税額 6RM、0.67 ~ 0.57% が最低税率とされ、最高税率 10 万 RM 以上の所得に対しては 4% までのゆるやかな累進制がとられた。更に 3,000RM 以下の所得を有する者で 14 歳以下の子女を持つ者は、子女一人につき 50RM の所得控除が認められ、三人以上の場合には 1 等級下の税率が適用された。所得税法改正にみるミケルの第一次改革に加えて、1892 年 11 月には、第二次改革として、収益税の地方移管及び所得税に対する補完税 (財産税) の制定がなされており、プロイセン邦税制において所得税収は租税収入の中心的位置を占めるに至った。
- 9 廣田司朗「所得税制史にかんする一つの覚書」p.39; Teschemacher, Die Einkommensteuer, S.122; Mann, Steuerpolitische Ideale, S.311-312.
- 10 大島通義「1891 - 3年のプロイセン税制改革(2)」p.44-46.
- 11 佐藤進『近代税制の成立過程』p.334-339; 廣田司朗「所得税制史にかんする一つ

- の覚書」p.39.
- 12 藤本建夫『ドイツ帝国財政の社会史』p.260-262.
 - 13 Deutsches Reichseinkommensteuergesetz vom 29. März 1920, in: Finanzarchiv, Jg.37, 1920, S.573. 以下では伊東弘文「ヴァイマル共和国の成立とエルツベルガーの財政改革」p.57-85; 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』p.118 以下を参照した。
 - 14 一般所得税の査定においては世帯合算課税の方式がとられた。合算課税の家族においては、合算所得を持つ家族構成員（配偶者や子女）一人につき 500RM、法律上の扶養義務を有する場合の被扶養者についても同様に、免税所得の引き上げが規定されていた。但し課税所得が 10,000RM 以上の納税義務者においては、控除額の増額は二人目及びそれ以上の者の各一人につき更に 200RM が増額された。税率については、全額累進税率から 10% から 60% の超過累進税率に移行され、その間に 50 段階以上の税率区分（1922 年に 11 区分に縮小）が設けられた。最低税率は課税所得 1,000RM、最高税率は 50 万 RM 以上の所得に適用されていた。勤労所得税納税義務者に対しては雇用主のもとで、勤労所得に対する 10% の源泉徴収制がとられた。更に州・市町村による所得税付加税権が認められなくなった。
 - 15 Reden zur Neuordnung des deutschen Finanzwesens, Berlin 1919, S.5, in: Mann, Steuerpolitische Ideale, S.323; 廣田司朗「所得税制史にかんする一つの覚書」p.45-46.
 - 16 Reichsgesetzblatt 1934 , S.1005.
 - 17 Reinhardt, Beurteilung von Tatbeständen nach nationalsozialistischer Weltanschauung, S.1042.
 - 18 Schwerin von Krosigk, Wirtschaftspolitische und sozialpolitische Grundsätze der deutschen Steuergesetzgebung, S.610-611.
 - 19 Reichsgesetzblatt 1938 , S.99.
 - 20 Reichsgesetzblatt 1939 , S.297.
 - 21 Reinhardt, Leitsätze für die Gestaltung und Auslegung der Steuergesetze nach nationalsozialistischer Weltanschauung, S.572-573.
 - 22 1934 年所得税法第 33 条においては、特別な経済事情による租税負担軽減について規定されている。一般所得が 20,000RM を超えない場合、また 2 人以上の子女を有する時には所得が 30,000RM を超えない場合に、納税義務者の家計に属さない子女や貧困した成員の生活費や、病気や死亡、事故のための支出という特別支出に属さないような緊急の費用があった場合に考慮された。1939 年所得税法においては、こうした所得制限はなくなり、単に納税義務者の納税能力が損なわれる場合には、所得税軽減が考慮されるという内容となった。

参考文献

- Mann, Fritz Karl: Steuerpolitische Ideale, Stuttgart New York 1978.
Reinhardt, Fritz: Änderungen des Einkommensteuergesetzes, in: Reichssteuerblatt 1939,

S.313-317.

- Reinhardt, Fritz: Beurteilung von Tatbeständen nach nationalsozialistischer Weltanschauung, in: Reichssteuerblatt 1936, S.1041-1056.
- Reinhardt, Fritz: Leitsätze für die Gestaltung und Auslegung der Steuergesetze nach nationalsozialistischer Weltanschauung, in: Deutsche Steuer-Zeitung und Wirtschaftlicher Beobachter 1935, Jg.24, Nr.19, S.569-576.
- Schauer, Ralf Erich: Die Steuergesetzgebung des Nationalsozialismus als Mittel der Machtpolitik. Vom Steuerrecht zum Steuerwesen, Frankfurt 2003.
- Schwerin von Krosigk, Lutz Graf: Wirtschaftspolitische und sozialpolitische Grundsätze der deutschen Steuergesetzgebung, in: Zeitschrift der Akademie für deutsches Recht, Jg.4, 1937, S.610-612.
- Teschemacher, Hans: Die Einkommensteuer, in: Handbuch der Finanzwissenschaft, hrsg. von W. Gerloff und F. Meisel, Bd. 2, Tübingen 1927.
- Voß, Reimer: Steuern im Dritten Reich. Vom Recht zum Unrecht unter der Herrschaft des Nationalsozialismus, München 1995.
- Wagner, Adolph: Finanzwissenschaft. Zweiter Teil. Theorie der Besteuerung, Gebührenlehre und allgemeine Steuerlehre. (Lehr- und Handbuch der politischen Oekonomie) 2Aufl., Leipzig 1890.
- Wagner, Adolph: Über soziale Finanz- und Steuerpolitik, in: Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik, Bd.4, 1891, S.1-81. (池田浩太郎・池田浩史共訳「アドルフ・ワグナー「社会的財政政策および租税政策について」1891年(1)(2)(3)(完)」p.275-297, 成城大学経済学会『成城大学経済研究 136』1997; p.85-115, 成城大学経済学会『成城大学経済研究 137』1997; p.57-82, 成城大学経済学会『成城大学経済研究 138』1997; p.223-243, 成城大学経済学会『成城大学経済研究 140』1998.)
- 伊東弘文「ヴァイマル共和国の成立とエルツベルガーの財政改革」p.57-85. 北九州大学商経学会『北九州大学商経論集 9(2)』1973.
- 大島通義「1891 - 3年のプロイセン税制改革 帝国主義形成期におけるドイツの財政政策(2)」p.35-52. 慶応義塾経済学会『三田学会雑誌 52(7)』1959.
- 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』東京大学出版会, 1973.
- 佐藤進『近代税制の成立過程』東京大学出版会, 1965.
- 武田隆夫「所得税についての一覚書 プロイセンにおけるミーケルの税制改革(1891 - 93)を中心として」p.75-p.93. 矢内原忠雄先生還暦記念論文集・下巻『帝国主義研究』岩波書店, 1959.
- 廣田司朗「所得税制史にかんする一つの覚書 エルツベルガーの所得税制」p.31-47. 京都大学経済学会『経済論叢 113(1)』1974.
- 藤本建夫『ドイツ帝国財政の社会史』時潮社, 1984.
- 横山純一「ドイツ帝国主義と所得税問題 ミーケルの改革以後の所得税ならびに地方所得税の動向を中心に」p.40-46. 歴史学研究会『歴史学研究 652』青木書店, 1993.